

菊陽町農業委員会議事録

令和5年6月9日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年6月9日（金）午後1時30分から午後2時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	7番 高木 浩義
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員（1人）

6番 相馬 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳（欠席）

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和5年度第3回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に3番 前田委員、4番 相馬委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：曲手字西原485番1

地目：畠

面積：1, 474m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和5年6月2日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は山鹿市の認定農業者であり、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後はジャガイモを作付けされることがあります。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

- ◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。
- ◆2番推進委員 議案第1号番号1について、2番推進委員が説明します。
申請者は山鹿市の認定農業者で福祉施設の仕事の傍らで農業を営む兼業農家です。既に菊陽町の曲手地域で15,000m²を耕作されています。
今回の申請地は地権者が非農家でもあることから、不耕作地の様相を呈していたこともある農地です。農業用機械の管理も適切に行われており、本申請農地についても今後は適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。
- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？
- ◆1番推進委員 ここは道路の拡幅にかかる農地だと思いますが、そのことを両者は知っていますか？
- 事務局 ご存じです。それも踏まえて売買価格を設定されていると聞いています。
- ◆9番委員 山鹿市の認定農家のことですが、町内に機械等はあるのでしょうか。
- 事務局 現地調査写真のP2にあるとおり、申請地のすぐそばに機械倉庫があります。
- ◎議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。
- 議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (全員挙手) 全員賛成です。
よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。
- 転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字向原1014番5

地 目：畠

転用面積：449m²

転用目的は、個人住宅です。

権利は、40年間の使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を6月2日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は第三種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地はJR原水駅から300m以内にある農地で第3種農地であり、原則転用は可能です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員

議案第2号の番号1について2番推進委員が説明します。

申請者は熊本市在住の個人で、地権者の親族です。本申請地は駅からの距離も近く非常に利便性が高い土地で、近年では周辺の宅地化が進み農地はほぼ残っていません。今回の転用で個人住宅が建設された場合でも周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 9番委員 使用貸借とのことですが、家族間なのでしょうか。

■事務局 ■の■■■です。

◎議長 他にありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中尾111番 外8筆です。

地目：田、畠

転用面積：7, 041m²

転用目的は、既存敷地拡張による駐車場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を6月2日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の拡がりがある一団の農地であり、原則転用は不可ですが、既存敷地の拡張にあたるため不許可の例外であると判断しています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員 議案第2号の番号2について、2番推進委員が説明します。
申請者は本町で総合病院（■■■■■■■病院）を運営する医療法人で今回の申請地も現時点で一時転用許可を得て、駐車場として利用されています。利用者の増加でスタッフ用の駐車場として恒久転用が必要になったことから駐車場整備を計画されています。今回の転用で現況に変化はない上、雨水対策として浸透側溝を整備されることから、より効果的な排水対策も実施され、特段影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆4番委員 舗装されますか？

■事務局 現状のまま、砂利敷です。
補足です。本申請地は農振農用地でしたが、農振除外の手続きを経て転用しています。よって県と協議をしているものです。

◎議長 他にありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和5年5月30日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP9をご覧ください。

利用権設定が8件、所有権移転が2件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP10、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次の報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP11、別紙報告のP4からP7をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」

であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長　　ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年6月9日

会長

議事録署名人

議事録署名人